平成２３年（フ）第１１６６６号
神奈川県横浜市港北区大倉山５丁目９－１－229
破産者　伊藤八千代（旧姓樋口）
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６７９号
東京都目黒区中根１丁目７―20―301
破産者　白井　俊和
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６９７号
東京都杉並区久我山１丁目４―16―303
破産者　菊池　輝男
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７１２号
東京都八王子市狭間町1782―１―210
破産者　北村　　剛
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７２３号
東京都荒川区南千住３丁目35―９　昭和第二マンション301
破産者　吉田かずえ（旧姓篠崎）
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７３４号
東京都江東区東砂５丁目８―13―302
破産者　宮城　淳一
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７４９号
東京都江戸川区西瑞江３丁目32―54
破産者　平林　桂子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７５４号
東京都中央区勝どき６丁目３－２―2816
破産者　平林　淑民
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７６６号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目４―11―202
破産者　小野岡　匠
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７６８号
埼玉県深谷市西島町３丁目３－８
破産者　小仁所久美恵（旧姓竹本）
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８００号
東京都江東区亀戸５丁目22―７―202
破産者　平尾　竜治
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８２３号
東京都北区豊島８丁目５－４
破産者　粂　　雅雄
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８２４号
東京都多摩市諏訪１丁目66―１―901
破産者　稲永　　滋
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８８０号
東京都中野区江原町３丁目15―11―103
破産者　青柳　優子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８４５号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目10―12―202
破産者　齊藤　　隆
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９３２号
東京都練馬区大泉町２―31―10、住民票上の住所東京都練馬区高松３丁目19―13
破産者　上月三代子
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９７９号
埼玉県戸田市笹目南町13番17号
破産者　有限会社仲上紙工所
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５００９号
埼玉県川越市久保町８－９、開始決定時の住所茨城県つくば市手代木356―５
破産者　馬場　　剛
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０１０号
埼玉県川越市久保町８－９、開始決定時の住所茨城県つくば市手代木356―５
破産者　馬場ゆかり
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０４５号
埼玉県川越市大字山田187番地６
破産者　株式会社エスディコーズ
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０４６号
埼玉県川越市大字山田187―６
破産者　須田　　広
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５４６号
東京都杉並区荻窪５―21―16―202　土屋方、住民票上の住所東京都三鷹市北野２丁目４―32―203　クリオ三鷹台壱番館
破産者　高橋　辰雄
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部